

諮問番号：令和6年諮問第1号 諮問日：令和6年 2月13日  
答申番号：令和6年答申第2号 答申日：令和6年 3月18日  
件名：特定議員の私設秘書に対して特定年に交付された記章に係る文書の  
不開示（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定議員の私設秘書に対して特定年に交付された記章に係る文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで不開示としたことは、妥当である。

### 第2 苦情申出人の苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情申出の趣旨及び苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、以下のとおりである。

#### 1 苦情申出の趣旨

「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」（以下「規程」という。）第3条に基づく本件対象文書に係る開示の申出（以下「本件申出」という。）に対し、令和6年1月31日付け衆庶発第274号により衆議院事務局（以下「事務局」という。）が不開示としたことについて、不開示とした議院行政文書の開示を求める。

#### 2 苦情の内容の要旨

- ① 本件対象文書は、いわゆる通行証に関する文書であり、議員の政治活動内容が個々・具体的に記載されている文書ではないから、本件対象文書を開示しても、議員の政治活動に対し具体的に支障を及ぼすことはない。
- ② むしろ、私設秘書が、例えば政治評論等を報道機関等でコメント又は解説する人物であれば、国民は当該人物が特定の議員の私設秘書であることを知る必要があるので、本件対象文書は当然開示すべき文書ということになる。
- ③ したがって、いずれにせよ、本件対象文書は、規程第3条第2号には該当しないため、私設秘書の氏名を含め全部開示されるべきである。
- ④ なお、もし本件対象文書に私設秘書の住所又は電話番号が記載されているのであれば、当該部分を除き開示することで構わない。

### 第3 事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局から説明を聴取したところ、以下のとおりである。

#### 1 本件対象文書の規程第6条（存否応答拒否情報）該当性について

##### (1) 本件申出について

衆議院議員の私設秘書（国会法第132条に規定する秘書以外に、衆議院議員が採用した議員秘書をいう。以下同じ。）のうち、用務のため、特に衆参両院に出入りの必要がある者に関しては、当該議員からの申請に基づき、事務局から記章が交付される。本件対象文書は、この記章の申請に関係する文書である。

本件申出は、特定の衆議院議員の私設秘書に記章が交付されたことを前提とするものであり、本件申出に係る文書の存否を明らかにすることは、特定の衆議院議員が、私設秘書を採用し、当該私設秘書に記章が交付された事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものである。

##### (2) 本件存否情報の規程第3条第2号該当性について

###### ア 規程第3条第2号該当性の判断基準

事務局の情報公開制度は、衆議院の議決により定められたものではなく、事務総長の定めた庁訓（事務局の内規）である規程を根拠とするものであり、制度上、事務局の保有する「議院行政文書」、すなわち、国会又は衆議院における人事、予算、設備等についての庶務的、管理的な事務に関する文書を開示の対象としている。事務局の業務の特性上、議院行政文書には「会派又は議員の活動」に関する情報が相当程度含まれることとなるが、事務局の情報公開制度は、会派又は議員の活動に関する情報を明らかにすることを目的とする制度ではなく、また、規程第3条第2号に規定する「会派又は議員の活動」には幅広く種々のものがあり、事務局においてこれを公にすることによる具体の支障を想定することには限界があることから、同号該当性の判断に当たっては、事務局の立場では想定し得ない影響が生じて同号の趣旨を没却することのないよう、特に慎重な判断が求められる。

###### イ 本件存否情報の規程第3条第2号該当性

本件存否情報が仮に公にされると、特定の衆議院議員に係る私設秘書の在り方、すなわち、当該議員の申請に基づき記章が交付され院内への出入りを認められた私設秘書がいるか否かという議員の活動と密接に関係する

情報が明らかとなるとともに、私設秘書を採用するのか、いつ採用するのか、また、仮に採用するとして何人採用するかといった情報も明らかとなる可能性がある。そうした情報は、多岐にわたる議員の活動の基礎となる重要な部分であり、これを明らかにしても議員又はその所属する会派の活動に支障を及ぼすおそれがないとは言い切れない。

以上のことから、本件存否情報は、規程第3条第2号に規定する「会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

### (3) 結論

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、規程第3条第2号の不開示情報を開示することとなるため、規程第6条の規定により、当該文書の存否を明らかにしないで、開示しないこととした。

## 2 苦情申出人のその他の主張について

その他、苦情申出人は、報道機関等で政治評論等を行う私設秘書について、国民は当該人物が特定の議員の私設秘書であることを知る必要があり、本件対象文書を当然開示すべき旨を主張するが、本件対象文書の規程第6条該当性については上記第3の1で示したとおりであるため、苦情申出人の主張は認められない。

## 第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 令和6年 2月13日 苦情の申出書の接受
- ② 同日 諮問
- ③ 3月12日 調査・審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定議員の私設秘書に対して特定年に交付された記章に係る文書であり、事務局は、その存否を答えるだけで規程第3条第2号に該当するため、規程第6条により、その存否を明らかにしないで不開示とした。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書を事務局が不開示としたことについて、本件対象文書の開示を求める旨主張していることから、事務局が本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示としたことの妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

本件申出は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否応答拒否情報該当性に関する事務局の説明は、第3の1のとおりである。

本件申出は、特定の衆議院議員の私設秘書に記章が交付されたことを前提とするものであって、本件申出に係る文書の存否を明らかにすることは、本件存否情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

事務局の説明のとおり、事務局の情報公開制度は、衆議院の議決により定められたものではなく、事務総長の定めた庁訓である規程を根拠とするものであって、会派又は議員の活動に関する情報を明らかにすることを目的とする制度ではなく、また、事務局の業務の特性上、開示の対象となる議院行政文書には会派又は議員の活動に関する情報も含まれることとなるが、規程第3条第2号は、こうした情報を公にすることによって会派又は議員の活動に支障を及ぼすことのないよう、行政機関の情報公開制度にはない事務局独自の不開示事由を規定したものと解される。

規程第3条第2号に規定する「会派又は議員の活動」には幅広く種々のものがあり、同号にいう「おそれ」に関し事務局が想定できる内容には限界があることから、同号の趣旨を没却することのないよう、その該当性の判断に当たっては特に慎重性が求められる旨の事務局の説明についても、事務局の情報公開制度が規程に基づき事務局限りの判断で行われているものであることを踏まえれば、首肯できる。

特定の衆議院議員に係る私設秘書の在り方、すなわち、当該議員の申請に基づき記章が交付され院内への出入りを認められた私設秘書がいるか否かは、議員の活動と密接に関係する情報と認められるところ、本件存否情報を公にすれば、そうした情報が明らかになることから、議員の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件存否情報は、規程第3条第2号に規定する「会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとした事務局の判断は是認できる。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、規程第3条第2号の不開示情報を開示することとなるため、規程第6条の規定により、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とすべきものと認められる。

## 3 苦情申出人のその他の主張について

苦情申出人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 第6 答申をした委員

小泉博嗣、橋本博之、江島晶子